

# 令和3年度 立上がる営農等への支援事業

浪江町内で本格的な営農の再開に向けた農業機械の点検や簡易なビニールハウスの整備、営農の組織化、町内農産物の加工品、販売促進に向けた取り組みなどを浪江町独自の事業として支援します。

申請者 ①復興組合、生産組合等の農業者が組織する団体又は新規参入者

採択条件 ①受益の農家が3戸以上あること

②会計手続きを適正に行えること

事業名		補助対象事業	補助率	補助限度額	
立上がる営農への補助	1 農業機械等の点検、修繕	① 農業機械等の点検及び修繕費	50%	1 農業者団体あたり 上限50万円	
		② 農業用倉庫等の修繕費（小規模で必要最小限のもの）			
	2 管理用小型機械等の整備	③ 定植や消毒、収穫等に必要小型管理機の購入			
	3 施設等の整備	① 簡易なビニールハウスの整備費	新規参入者		100%
新規参入者以外			50%	上限50万円	
4 作付再開初年度に係る掛かり増し作業等	① 種苗及び生産物の運搬費 ② 各種作業の人件費 ③ 会議費及び旅費		100%	1 農業者団体あたり 上限50万円	
		5 担い手の確保や農地の集約化に向けた活動	① 講師への謝金	100%	1 農業者団体あたり 上限50万円
			② 視察等に要する経費		
6 法人化等の組織化に向けた活動	③ 研修及び講習受講費 ④ 会議費及び旅費				
		7 町内農産物の加工及び販売促進に向けた活動	① 加工及び販売用の簡易な装置等の整備費	50%	1施設あたり 上限100万円 (国県費と重複の場合は上限50万円)
② 販売促進会等の開催経費 ③ PR用資材等の製作費 ④ 会議費及び旅費	100%			1 農業者団体あたり 上限50万円	

○予算の範囲内(3年度1,000万円)での補助になります。予算がなくなり次第終了します。ご希望の方はお早めにご相談ください。

○補助事業のため、事業計画書、収支予算書、構成員名簿の作成、提出が必要です。

○複数件を申請される場合、1農業団体あたり当該年度の補助総額は200万円が上限です。

お問い合わせ 浪江町役場 農林水産課 農政係  
TEL:0240-34-0245